

仮称静岡市歴史文化施設建設基本設計公募型プロポーザル 質問回答書

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|-------------|-------------|---|--|
| プロポーザル説明書関係 | | | |
| 1 | プロポーザルの概要関係 | P1: 埋蔵文化財の調査済みでない範囲の提案の場合は、調査費用は今回工事費とは別に予算化されると考えてよろしいですか。その分の工期は確保されるのでしょうか。また調査済みでない範囲に提案した場合、審査評価上、マイナスになることはございませんか。 | 35mラインより北側の敷地については、発掘調査費用は別途予算化しています。発掘調査範囲が約1,000㎡以内であれば、工期は事業スケジュール内に収まる予定です。発掘調査済範囲外での提案が審査においてマイナスになることはありません。但し、その場合でも平成32年度末までに竣工するものとします。(発掘調査済範囲はNo.46参照) |
| 2 | 応募資格関係 | P2,5,(1),ウ: 設計実績については、説明書の通り(用途、工事種別のみ指定)ということで宜しいでしょうか？ | 応募資格の設計業務実績は、プロポーザル説明書5(1)ウに記載の内容のみです。規模、設計年度等の要件はありません。 |
| 3 | | 同種と類似に民間の運営する美術館・博物館は含まれますでしょうか。 | プロポーザル説明書「5応募条件-(1)応募資格-ウ-(イ)」に記載されているとおり、博物館法による「登録博物館」、「博物館相当施設」であれば、民間の運営する美術館・博物館も含まれます。民間の運営する「博物館類似施設」は含まれません。 ※施設の種別については、以下のホームページもご確認ください。文部科学省ホームページ「1.博物館の概要」(URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/01_/08052911/1313125.htm) ※不明な場合は各施設にご確認ください。 |
| 4 | | P4,6,(2),イ: 同種、類似業務実績について明示願います。 | 同種・類似業務実績とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集、保管、展示、公開している施設を新築、増築または改築した実績のことです。同種業務・類似業務の別は必要ありません。(No.31参照) |
| 5 | | 同種・類似業務実績については、基本設計業務のみの実績も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。 | 基本設計業務のみの実績は含みません。 |

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|--------------|---|--|
| 6 | 応募資格関係 | 用途変更による博物館の改修設計は業務実績に該当しますか。 | 該当します。 |
| 7 | | 資料館、文化財展示施設、寺社の収蔵庫等は類似業務実績に該当しますか。 | プロポーザル説明書「5応募条件-(1)応募資格-ウ(イ)に記載されているとおり、博物館法による「登録博物館」、「博物館相当施設」であれば、民間の運営する美術館・博物館も含まれます。民間の運営する「博物館類似施設」は含まれません。 なお、収蔵庫のみの場合は、該当しません。 ※施設の種別については、以下のホームページもご確認ください。文部科学省ホームページ「1.博物館の概要」(URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/01_/08052911/1313125.htm) ※不明な場合は各施設にご確認ください。 |
| 8 | | 設計業務は完了したが、工事を行わず竣工に至らなかった業務については、業務実績に該当しますか。 | 該当しません。 |
| 9 | | 設計共同企業体で応募できますか。 | 設計共同企業体としての応募はできません。 |
| 10 | | P2,5(1)イ:応募資格において、「平成29・30年度において・・・」とありますが、現在「平成28・29年度」の認定手続きの受付のみのようですが、「平成28・29年度」の認定としてよいでしょうか。 | 「平成28・29年度」の認定手続きとしてください。 |
| 11 | 設計業務実施上の条件関係 | ・電気・機械担当技術者は他の参加者の構成員のプロポーザルに参加してもよろしいでしょうか。 ・協力事務所は、他の応募者の協力事務所と重複して応募することは可能でしょうか。 | 協力事務所が他の参加者の構成員と重複することは可能です。 |

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|--------------|--|--|
| 12 | 設計業務実施上の条件関係 | <p>・設備一級建築士は電気及び機械を兼務できますか。</p> <p>・電気及び機械設備担当技術者は共に設備設計一級建築士であること条件がありますが、電気設備での設備設計一級建築士の取得者は非常に少ないのが状況です。要求された条件ですと、限られた設計事務所しか参加できなくなります。プロポーザルにおける公平性を期するうえでも、電気、機械の担当技術者のどちらかが設備設計一級建築士で、もうひとり、建築設備士等の資格でも良いという条件にして頂けないでしょうか。建築士法でも、複数名の設備設計一級建築士の関与が義務づけられる事はなく、手続き上も問題は生じないかと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>・(3 ページ)5 応募条件(2)設計業務実施上の条件キにおいて電気及び機械担当主任技術者は、それぞれ1名とし、設備設計一級建築士であることという条件がありますが、電気設備での設備設計一級建築士の取得者が非常に少ないのが現実です。この条件ですと限られた設計事務所、限られた設備設計事務所しか参加できなくなります。プロポーザルにおける公平を期するうえでも、電気、機械の主任担当者のどちらかが設備設計一級建築士で、もう一人は、建築設備士等の資格でもよい、又は電気・機械とも建築設備士あるいは設備設計一級建築士とする条件にしていだけないでしょうか。</p> <p>・「電気及び機械担当技術者は、1名以上とし、設備設計一級建築士であること」とありますが、設備設計一級建築士は電気・機械設備を統括した資格になりますので、どちらか一方の担当者が有しておれば宜しいでしょうか。</p> | <p>電気及び機械担当技術者については、それぞれ1名以上としています。兼任可としているため、設備設計一級建築士は1名でも結構です。</p> |
| 13 | | P3,5,(2),才:積算担当技術者については、保有資格は指定なしということで宜しいでしょうか？ | 積算担当技術者については、保有資格の指定はありません。 |
| 14 | 応募の手続き関係 | P5:(ク)(様式4)の評価対象とする各分担業務分野の相当技術者数 建築(意匠)分野(1名)、電気分野(1名)、機械分野(1名)と説明書にありますが、「建築(構造)分野(1名)」の担当主任技術者は選定不要という理解で宜しいでしょうか。 | <p>建築(意匠)分野(1名)、電気分野(1名)、機械分野(1名)に関し、様式4の業務実績について、第1次審査の評価の対象とさせていただきます。</p> <p>積算及び構造担当技術者については、第1次審査の評価対象とはなりません。それぞれ1名以上としてください。なお、管理(総括)技術者以外の技術者との兼任は可とします。</p> |
| 15 | | P4.参加表明書および技術資料の提出期限が7月30日(日)必着となっておりますが、30日当日に関しては、日曜日の為、持参は不可。郵送の場合は、受取窓口があると考えて宜しいでしょうか。 また、郵送の方法が、「宅急便・宅配便を含む」と「書留郵便に限る」の2つの記載がありますが、宅急便等も可でしょうか。 | <p>参加表明書および技術資料の提出期限前日、当日である7月29日(土)、30日(日)は、持参は不可です。郵送等の場合は、警備員室で受取が可能となっております。</p> <p>提出方法は、宅急便、宅配便及び書留郵便のいずれも可能です。</p> |

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------|---|--|
| 16 | 応募の手続き関係 | P7: 郵送の方法が、「宅急便・宅配便を含む」と「書留郵便に限る」の2つの記載がありますが、宅急便等も可でしょうか。 | 提出方法は、宅急便、宅配便及び書留郵便のいずれも可能です。 |
| 17 | | P8: 第2次審査ではデータを取めたCD-Rの提出の要求がありますが、第1次審査は不要と考えて宜しいでしょうか。 | 第1次審査については、CD-Rの提出は不要です。 |
| 18 | 技術資料関係 | 担当者の業務実績にコンバージョン及び改修を加えてよろしいでしょうか。 | コンバージョン及び改修(模様替えのみの改修を除く。)を含みます。 |
| 19 | | P4: 追加担当技術者とは、ワークショップ、CM、ランドスケープ等設計者が必要と判断した追加業務と解釈してよろしいですか。 | 設計者の判断により、必要に応じて追加してください。(必須ではありません。) |
| 20 | | 管理技術者、意匠主任者の雇用を証明する健康保険証等の控えの提出は必要ありませんか。 | 不要です。 |
| 21 | | P6: 業務の実施方針(様式7)の文字サイズが10ポイント以上とありますが、イメージ図等の図中の文字サイズは10ポイント以下でA3に縮小しても判断可能な範囲で10ポイントより小さくしてもよろしいですか。 | イメージ図等の図中の文字サイズは、読み取り可能な範囲(8ポイント程度)であれば、10ポイントより小さくても可とします。 |
| 22 | | P11: 技術提案書は静岡市役所庁舎内への展示とありますが、第1次審査の技術資料(業務の実施方針)は非公開と考えて宜しいでしょうか。 | 非公開です。 |
| 23 | 技術提案書関係 | ・P8: 技術提案書提出に際して、課題3が一次審査終了後に送付されるとのことですが、提示内容に質疑が生じた場合は、改めての質問の機会を頂けますでしょうか。 ・P8: 一次通過者に送付される「静岡市歴史文化施設展示基本設計」に対する質疑はその段階で可能でしょうか。また一次通過者が技術提案の段階で質疑可能な期間はあるのでしょうか。 | 第1次審査終了後に送付する資料については、改めて送付後に質問期間を設けます。ただし、送付する資料は決定事項ではありません。 |
| 24 | | P8: 提出のデータ形式が「PowerPoint2010(.pptx)」との指定ですが、Mac版には2010がありませんので、同じ拡張子の「PowerPoint2011(.pptx)」で作成提出しても宜しいでしょうか。 | 技術提案書の電子データについて、「PowerPoint2010」での提出が不可能な場合は、PDFデータでご提出ください。 |
| 25 | | ・P8: 文字サイズは提案書の文章のみ18ポイント以上にするとありますが、イメージ図等の図中の文字サイズは18ポイント以下(A3に縮小しても判断可能な8ポイント程度)にしてもよろしいですか。 ・P8,7,(3),(エ): キャプションや図表中の文字については、18ポイント以下でも宜しいでしょうか。 | イメージ図等の図中の文字サイズは、A3判に縮小した場合に読み取り可能な範囲(8ポイント程度)であれば、10ポイントより小さくても可とします。 |
| 26 | | P8,7,(3): 模型写真の利用は可能でしょうか？ | 模型写真の利用も可能です。 |

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|---------------|---|--|
| 27 | ヒアリング関係 | <p>・P9:ヒアリングに使用できるパワーポイントデータは、提出時のデータ1点のみとのことですが、技術提案書に記載した内容を、部分的に拡大や抜き出し等をして表示するという意味合いで、ヒアリング用のデータとして再編し、ヒアリング実施までに再提出することは可能でしょうか。</p> <p>・プレゼンテーションに模型、パネルの使用は可能でしょうか？</p> | <p>ヒアリングで使用していただくパワーポイントデータ（NO.24によりPDFデータでも結構です。）は、プロポーザル説明書P8に記載の電子データとなります。ヒアリング用データとして再編はせず、技術提案書の内容をそのまま貼付けたものとしてください。また、ヒアリング用としての再提出はできません。模型、パネルの使用はできません。</p> |
| 28 | | <p>P9,7,(4),イ:設計事務所の代表者がヒアリングに参加することは可能でしょうか？</p> | <p>ヒアリングの出席者は、提出書類に記入された管理（総括）技術者及び各担当技術者で3名までです。本プロポーザルの技術者として当該代表者が含まれている場合は、出席可能です。含まれない場合は、ヒアリングを公開するため、傍聴者としての参加は可能です。</p> |
| 29 | 評価基準関係 | <p>技術資料・技術提案書の評価基準における、第1次および第2次の各項目ごとの配点をお示しください。</p> | <p>第1次及び第2次審査とも配点は定めず、委員の審議により総合的に審査します。なお、第1次審査については、業務の実施方針を主とした審査とします。</p> |
| 30 | 設計業務委託契約の概要関係 | <p>P11:業務の履行期間について、平成30年3月31日とありますが、この期間内で議会への資料提出や予算立て等で資料提出(工事費概算など)の期限が想定されているのものはありますか。</p> | <p>文化庁協議用資料及び設計VE(庁内審査)用資料の作成等があります。現時点では、提出期限は未定です。</p> |

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|------|-------------|---|--|
| 様式関係 | | | |
| 31 | 様式2 関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務所の同種・類似業務実績はいくつまで掲載可能でしょうか。 ・記入上の注意欄④:「太線内の業務については…添付してください。」とございますが、実績証明資料は1件のみで良い、ということでしょうか？ ・記入上の注意④において、「太線内の業務については」とありますが、例が記載されている太線内とその他の欄で同種業務と類似業務を書き分けるという理解で宜しいでしょうか。また、同種業務と類似業務の別についてご教示下さい。尚、記載可能な件数の上限及び業務時期について制限があれば合わせてご指示下さい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務所の業務実績は、3件までとしてください。 ・様式2は、応募資格への適合を確認するためのものです。(審査に影響するものではありません。) そのため、太線内に記載した1件についてのみ、プロポーザル説明書5(1)ウに記載の応募資格を確認できる書類を添付していただければ結構です。その他については、実績の参考としてご記載ください。 ・同種業務と類似業務の書き分けは不要です。 ・業務時期の制限はありません。 ・同種業務とは歴史系博物館、類似業務とはそれ以外の芸術、産業、自然科学等の博物館・美術館の新築、増築または改築を想定していますが、今回は同種・類似の区別は不要です。プロポーザル説明書5(1)ウに該当するものをお書きください。 |
| 32 | | 海外での物件はどのような証明をすればよいのか。 | 契約書、図面の一部、書籍(雑誌を含む。)等を含み、建築主、設計者、主たる用途が確認でき、当該業務を実施したことが客観的に確認できる資料の写しをご提出ください。 |
| 33 | 様式2～6 関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・P4,6,(2),イ:実績証明について「確認申請書又は、計画通知書等」とありますが、建築主、設計者、主たる用途が確認できる資料であれば、上記以外でも宜しいでしょうか。 ・業務実績を証明する添付書類は、図面や雑誌掲載等で該当する箇所に印をしたものの写しなどでも宜しいでしょうか。 | 契約書、図面の一部、書籍(雑誌を含む。)等を含み、建築主、設計者、主たる用途が確認でき、当該業務を実施したことがわかる資料の写しであれば結構です。 |
| 34 | | 業務実施を判断できる資料としてpubdis を提示してもよろしいでしょうか。 | 発注者が国又は地方公共団体の場合は、公共建築設計者情報システム(pubdis)による当該業務を実施したことがわかる資料でも結構です。 |
| 35 | | 業務実績を証明する添付書類で重複するものは、1部で兼用できますでしょうか。それとも様式毎に添付が必要でしょうか。 | 添付書類で重複するものは、1部で兼用としてください。 |
| 36 | 様式3,4 関係 | ⑦業務実績(公共建築物)とは、公共的性格をもった施設(医院やホールなど)と考えて宜しいでしょうか。 | 「公共建築物」とは、国又は地方公共団体が発注した施設とします。 |

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----------|-------------|---|---|
| 37 | 様式3,4 関係 | ・前職での実績を提示したいと思いますが契約書、在職証明書など必要でしょうか。 ・過去の実績として、過去に在籍していた事務所で担当した物件は、昔居た事務所で証明してくれれば入れて良いのか。 | 過去に在籍していた事務所で担当した物件も含みます。過去に在籍していた事務所による証明(在職証明書等)を含め、当該業務の実施を証明できる資料の写しをご提出ください。 |
| 38 | | 受賞歴の美術館・博物館は民間のものもしくは博物館法にのらない物件でもよろしいでしょうか。 | 受賞歴については、民間のもの及び博物館法によらない物件でも結構です。 |
| 事業計画概要書関係 | | | |
| 39 | 敷地関係 | ・南側の将来民間施設予定地の敷地形状は、概ね3400㎡と言う事ですが、その面積を確保すれば敷地分割ラインは任意(直線に限らず)で宜しいですか。 ・民間施設建設予定地との分割線の変更を可とするとのことですが、面積が変わらないことを条件に変更が可能と捉えてよろしいですか。 ・「本施設の敷地は北側とする。」とありますが、概要書の別紙3には「敷地分割線の提案も可」とあります。分割位置については提案可能ということで宜しいでしょうか？ | 将来民間施設予定地の敷地面積を概ね3,400㎡確保できれば、直線に限らず敷地分割ラインは任意として結構です。ただし、民間施設も東側から敷地に入り可能な計画としてください。 |
| 40 | | 別紙3: 民間施設と敷地内で相互連絡することは可能でしょうか？ | 民間施設と歴史文化施設の敷地では、一体活用できる提案を求めています。 |
| 41 | | 敷地内の旧青葉小学校門跡、記念碑等について保存予定はございますか。 | 校門跡は、撤去の予定です。記念碑等は、現況では敷地内へ移設し、保存する予定です。今後関係者と協議の上、決定していきます。 |
| 42 | | 民間施設建設予定地の南東に位置している既存トイレは撤去予定でしょうか。 | 建設工事中は作業員用トイレとして使用し、民間施設建設時に解体予定です。 |
| 43 | | 民間施設建設予定地の南側の石垣は保存予定でしょうか。 | 石垣は現状のままとします。 |
| 44 | | 雨水浸透阻害行為にあたる場合、本計画と民間施設建設予定地を合わせた雨水貯留計画として宜しいでしょうか。 | 雨水流出抑制計画は、民間導入予定敷地とは別計画としてください。 |
| 45 | | ・別紙3についてDXF またはDWG 形式のCAD をご提供いただけないでしょうか ・9ページに明記されている敷地図をCAD データでご提供頂けないでしょうか。 | CADデータ(DRA-CADをDXFファイル、JWWファイルに変換したデータ)を別途掲載します。(7月20日(木)までに掲載予定です。) ズレや文字化け等が生じる可能性があります。ご了承ください。 |

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|---------------|--|--|
| 46 | 敷地関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・Ⅲ.2:埋蔵文化財の調査済み範囲が分かる資料をお示しください。 ・埋蔵文化財の発掘調査済みの範囲を教えてください。 ・敷地図によって、埋蔵文化財調査済み範囲と未調査範囲の区分けをご教示いただけませんか。 | 資料1をご確認ください。 |
| 47 | | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地周辺の高さ情報をご提示ください。 ・敷地内および敷地周辺の地盤レベルがわかる資料をご提供願います。 ・当該敷地、および周辺の高低差のわかる資料がありましたらご提供ください。 ・計画概要書 別紙3には「東側道路と敷地に100～900mmの段差があります。」とありますが、敷地内のレベルが書かれた測量図がありましたら、いただくことは可能でしょうか。 | 資料2をご確認ください。 |
| 48 | | 当該敷地における、給排水、ガス、電気についての資料をご提供ください。 | 資料3、4をご確認ください。 |
| 49 | | 異櫓および石垣と、市道(城内1号線)との高さ関係がわかる資料があれば、いただけますでしょうか。(もし資料がない場合、石垣および櫓の最高高さとし道とのレベル差だけでもお教えいただけませんか。) | 石垣上部から異櫓の高さがわかる図面を資料5のとおり提示します。また、市道と石垣上部のレベル差は約6mです。 |
| 50 | | 測量図はございますか？ | 資料6をご確認ください。 |
| 51 | | 計画敷地の植栽のプロット図があれば、提供願います。 | 計画敷地の植栽のプロット図はございません。 |
| 52 | | 敷地隣にある県庁青葉駐車場の建物高さがわかる資料をご提供願います。 | 建物高さは、18.95mです。 |
| 53 | 南側民間施設建設予定地関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・隣地に民間施設が併設されるとありますが、どのような施設で、規模、階数、建物高さが予定されていますか。基本検討図、基本構想図はございますか。ある場合はご提示いただけますか。また民間施設の基本設計、実施設計、工事期間、オープン予定日等の予定ご教示ください。 ・民間施設の導入について、想定している用途や規模等の資料はございますか？ | 民間施設に関しては、歴史文化施設整備に併せ、敷地の有効活用と民間アイディアによる賑わいの創出を目指し、導入するものです。施設用途としては、宿泊施設、商業施設、オフィスなどを想定しております。公募時期等は未定であり、施設規模については民間事業者提案にもよるため、階数、建物の高さ及び工期、オープン予定日等は決まっています。 |
| 54 | | 民間施設の駐車場は別に設けられると考えてよろしいですか。 | 民間施設の駐車場は南側敷地に本施設とは別に設ける予定です。 |
| 55 | | 現在の南側敷地の使われ方が、大型バス20台の待機場所となっているようですが、将来これら機能存続も加味した将来計画をお考えですか。その上で将来の民間施設と本施設との動線・機能連携の配慮をする必要はありますか。 | 将来これらの機能存続は予定しておりません。将来の民間施設と本施設との動線・機能連携の配慮をする必要はあります。 |

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|-------------------------------|---|--|
| 56 | 敷地概要関係 | P2.「法規制 高さ規制なし」とありますが、風致地区条例により高さ制限がかかると考えて宜しいでしょうか。 | 当該敷地は風致地区に入っていないため、高さ制限はかかりません。 |
| 57 | 建築条件関係 | 「機能構成」に記載されている面積、「所要室一覧」の各室の面積規模は、平成27年度作成の基本計画の中「諸室の一覧」に記載されている規模を目安として宜しいですか。 | 基本計画の中「諸室の一覧」に記載されている規模を目安としていただいて結構です。 |
| 58 | | P3, IV,1: 構造計算における地震力の割増が示されていますが、文化財保護の機能として、免震構造または免震床の採用は考えられていますか？ | 現時点では採用は考えていませんが、予算範囲内で実現可能であれば自由にご提案ください。 |
| 59 | | P3,IV,1: 展示、収蔵エリア以外の部分については、構造形式は提案可能でしょうか？ | 展示、収蔵エリア以外の部分については、構造形式は自由にご提案ください。 |
| 60 | | <ul style="list-style-type: none"> ・特に展示室、収蔵室の天井高さに関するご希望はございますか。 ・想定している企画及び常設展示室の天井高さ、プロポーシオンなどございますか？ ・展示エリアの天井高さの最低限度はございますか。また、予定している展示物の高さがありましたらお示し下さい。 ・収蔵エリアの天井高さの最低限度はございますか。また、既に所有している大型の収蔵物の高さがありましたらお示し下さい。 ・ご予定の収蔵品、展示品のサイズがわかる資料があればご提示願います。 | 第1次審査終了後に送付する資料については、改めて送付後に質問期間を設けます。ただし、送付する資料は展示基本設計のプロポーザル提案資料のため、決定事項ではありません。通常の博物館の天井高を超えるような資料は所有しておりませんが、展示設計と建設設計を同時に進めるため、展示手法により、天井高を高くすることも考えられます。 |
| 61 | | 別紙5 所要室一覧 展示室や企画展示室など、諸室の部屋数や有効高さについては特にご指定がございません。自由提案ということで宜しいでしょうか？ | 自由にご提案ください。設計時に詳細を検討した上で決定します。 |
| 62 | | <ul style="list-style-type: none"> ・P4,IV,8: ご想定の大形輸送車のサイズ(H,W,D)をご教示願います。 ・トラックヤードについて、搬入車両は4トン車程度で宜しいですか。 ・IV.8トラックヤードに記載のある、大形搬送車の積載t数をお示しください。 ・想定している搬入用のトラックのサイズ等はございますか？ | 積載重量4tの美術品専用輸送車と作業スペースが確保できるトラックヤードとしてください。 |
| 63 | | 収蔵庫について、特別収蔵庫は、古紙、刀、フィルム等に分けられますか。 | 設計時に文化庁等との協議を経て決定します。 |
| 64 | | 別紙4: ご想定の有料エリアについてご教示下さい。 | 現時点では決定していませんが、展示エリアを有料エリアと想定しています。 |
| 65 | 別紙5 P3,4,⑤: カフェに厨房機能は必要でしょうか？ | 現時点では、簡易な厨房を想定しています。 | |

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|-------------|---|---|
| 66 | 建築条件 関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・別紙5 「5管理運営エリア」にある事務室及び学芸室で業務を行う予定の職員数は何名程度を想定しておられますでしょうか。 ・別紙5 P3,5,②:職員数についてご教示下さい ・別紙5 P3,5,④:学芸員数についてご教示下さい。 | 現時点では決定していませんが、総職員数20名程度(学芸員はそのうち3分の1程度)と想定しています。 |
| 67 | | P6,Ⅶ,3:管理者用の駐車場台数についてご教示下さい。 | 現時点で未定です。 |
| 68 | 目標建設 費関係 | 記載の金額には、展示工事、什器備品は含まれない解釈で宜しいですか。 | 含みません。 |
| 69 | その他 | 竣工後の運営については、指定管理者や民間業務委託等、どの様にお考えでしょうか。 | 現在検討中です。 |
| 70 | | 施設の運営時間についてご教示下さい。 | 現時点では決定していませんが、夜間運営等も想定しています。 |
| 71 | | 旧青葉小学校の解体を行わず、改修することによって歴史文化施設を検討するといった提案は不可ですか。可能であれば、旧青葉小学校の校舎の平面図をご提供ください。 | 旧青葉小学校(現在静岡観光コンベンション協会、会議室等に使用)の改修による提案を可能とします。資料7をご確認ください。 |